しずおか食セレクション認定基準

第１　しずおか食セレクション認定制度実施要綱第５条に規定する認定基準は次のとおりとする。

評価項目	ポイント	解説
１　セールスポイント（独自性・コンセプト等）	(1) 県内外で生産・製造される同種の農林水産物と、明らかに違う機能や特長、独自性等の価値を備えた商品 (2) 静岡県ならではの特長を備えていることが望ましい	・他に比べ明らかに品質が高いもの ・他産地のものが無い時期に出荷できる ・売り先限定の商品 ・デザインや名称等にユニークさがある ・話題性がある ・市場シェアが高い ・静岡にゆかりがある ・静岡でしか採れない ・静岡生まれのもの ・静岡の歴史や文化に関連した物語性がある ・静岡生まれの技術で作られたもの　等
２　販売流通戦略等	(1) 主要顧客や販売先、販売・流通戦略等が明確であること	・販売戦略（販売地域、出荷・販売先等）が明確に立てられているか ・販売戦略に沿った情報発信がなされるとともに、バイヤー等が情報を取得しやすい環境が整っているか
３　安全（作り手）	(1) 県産品の生産・製造工程の管理や情報提供等リスク管理が適切に実行されていること (2) しずおか農林水産物認証制度、JGAP、T-GAP、HACCP、ISO 等を取得していることが望ましい	・安全な種苗や原材料の確保 ・生産・製造工程の管理 ・衛生管理 ・異物混入の防止対策 ・廃棄物の適正処理 ・生産情報等の記録と保管 ・クレーム対応
４　品質（作り手）	(1) 安定した品質の商品を販売するために、生産・製造、流通、販売において卓越した取組や技術的裏づけがあること	・大きさ、外観、内質等に関する事項が記載されている ・安定した品質を確保するための栽培（肥料、農薬の使用等）、飼育方法等に関する取組が記載されている ・安定した品質を確保するための製造方法に関する事項が記載されている ・流通、販売について、鮮度保持や運搬方法等に関する取組が記載されている
５　評価（使い手）	(1) 一定規模以上の販売実績があること (2) 一定の支持を得ていること	・販売実績（原則として３年以上）を有し、その実績が安定しているか又は増加している状況が記載されている ・一定の支持については、販売先や料理人からの評価や推薦、メディアでの紹介記事、消費者が主催するコンクール等への入賞実績等が記載されている

第２　認定基準に基づく審査実施方針は、次のとおりとする。

（１）審査員は、別紙１の審査項目「セールスポイント」及び「販売流通戦略」について、第１の認定基準に基づき、「○」「×」により適否を審査する。その他の項目は事務局で審査し、各審査員に承認を得ることとする。

（２）各審査員の「判定」は、全ての基準に「○」がついたものは「○」、ひとつでも「×」がついたものは「×」とする。

（３）審査員全員の「判定」が「○」であることを認定の条件とする。
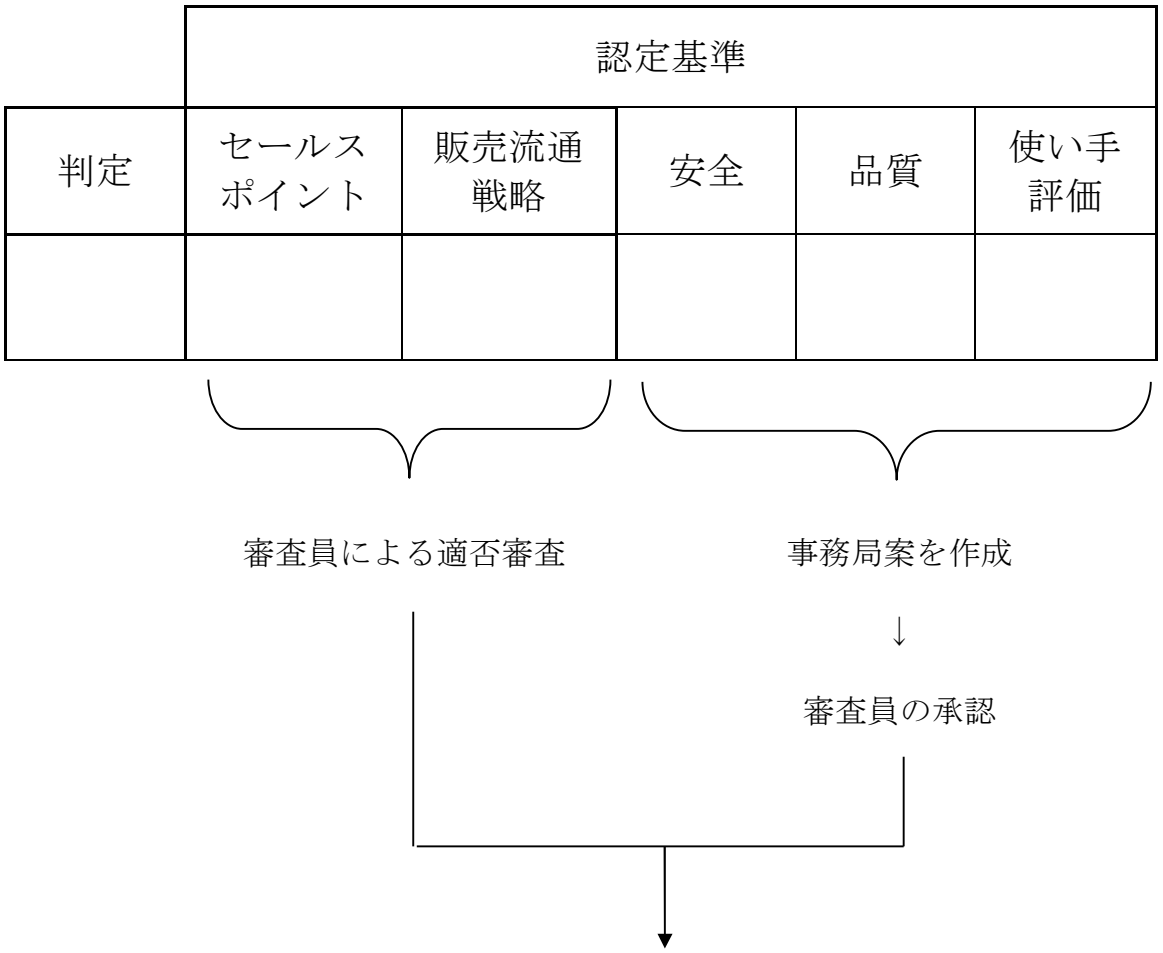
（４）認定の可否に関する総合的な判断は、合議により行う。